

入札説明書  
(さくら市きぬの里近隣公園における自動販売機設置者募集要項)

1 はじめに～自動販売機設置者の募集にあたって～

きぬの里近隣公園駐車場西側に設置する自動販売機【アイスクリーム(A区画)、清涼飲料水・乳飲料等(B区画)】の設置者を以下のとおり募集します。

この入札は、設置管理許可制度を活用し、公募入札により自動販売機設置者を選定することで都市公園の魅力向上を目的とするものです。また、公園管理費における自主財源の確保も目的としております。

当該募集に参加される方は、本入札説明書の各事項を確認のうえ、参加してください。

2 設置管理物件

今回の物件(公募物件)は、別表1「物件一覧」および別表2「物件調書」のとおりです。

3 入札参加資格

本市の「令和7・8年度物品納入等入札参加資格者登録名簿」に登録されている個人又は法人であることを参加資格とします。

4 自動販売機の設置条件

(1) 飲料等用自動販売機設置者(以下「設置者」という)の施設使用形態

さくら市都市公園条例第4条および第9条の規定に基づき、設置者が市に対し申請許可を受け、使用料を支払うことにより行う。

(2) 使用期間

令和8年1月1日から令和9年9月30日まで(1年9ヶ月)とする。

(3) 使用料

使用料は、毎月の売上高(税抜き)に提案率を乗じて算出し、その算出額に対して別途消費税および地方消費税を加算した金額とする。本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入すること。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置および撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者(落札者)の負担とし、その方法については、本市の指示に従うこと。

イ 電気料についても設置者(落札者)の負担とする。市側で毎月の基準日に検針を行い、使用電力量を確認したうえで、毎月の電気使用料金を算定。各設置者(落札者)は、消費電力に応じた実費相当分を、本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入すること。

また、設置者(落札者)は、自動販売機の売り上げ状況を1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに本市へ販売実績報告書を提出すること。

【電気料の算出方法】

電気料金(月額・円未満切り捨て)

= [電力量単価(税込) ± 燃料費調整単価] × [子メーターの数値により算出する月間消費電力量(kwh)]  
+ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

※当該月の電力量単価は、夏季・その他季により変動がある。

※燃料費調整単価、その他賦課金単価等は変動がある。

※使用期間中にその他の賦課金が発生した場合は、電気料金に反映させるものとする。

ウ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施および費用負担は、設置者(落札者)の負担とする。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 別表1「物件一覧」で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

- イ 新旧 500 円硬貨および新旧 1,000 円紙幣が使用できること。
- ウ 新硬貨の製造又は紙幣の改刷が行われた場合には、新硬貨および新紙幣への対応に努めること。
- エ ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応等環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。
- オ 災害救援機能(災害時の飲料水の無償提供)付きであること。(アイスクリーム販売機は除く。)
- カ 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものや、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力導入に努めること。
- カ QR コード決済又は Suica 等の電子マネーへの対応に努めること。
- キ 設置場所には給排水管がないため、カップ式自動販売機については、タンク式のものとする。
- ク 本市との災害協定等の締結事項がある場合、それらに対応する機器仕様であること。

#### (6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 入札条件を遵守し、使用料および電気料を本市が定める期限までに確実に納入すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品の搬入および廃棄物の搬出時間・経路については、本市と協議のうえ行うこと。
- エ 販売品目は、アイスクリーム「A 区画」、清涼飲料水(スポーツドリンク含む)、乳飲料等「B 区画」とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルのほか、蓋付きの紙カップ等の密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札者決定後、設置前に本市と協議すること。
- オ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格で販売すること。

#### (7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置者(落札者)が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置者(落札者)の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理および感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置者(落札者)の責任において速やかに対応すること。

#### (8) 現状回復

設置者(落札者)は、契約期間が満了又は契約が解約された場合、速やかに現状回復すること。なお、現状回復に際し、設置者(落札者)は一切の補償を本市へ請求することはできません。

### 5 入札

入札に付する内容は、使用期間中(本入札説明書第4条(2))の使用料(本入札説明書第4条(3))について、毎月の販売金額に対する「提案率」です。令和7年11月5日付けさくら市公告第42号および本入札説明書の内容を熟覧のうえ、応札ください。

### 6 公園施設設置許可申請・公園施設管理許可申請

落札者は、都市公園法第5条およびさくら市都市公園条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、公園施設設置許可申請および公園施設管理許可申請を落札日より7日以内(「さくら市の休日」を定める条例)に規定する休日を除く。)に行ってください。

### 7 契約の締結

(1) 本入札説明書第6条に規定した公園施設設置許可申請書(様式第1号)、公園施設管理許可申請書(様式第2号)に不備がなく本市が許可をしたのち、別紙契約書により契約書を作成するものとします。

- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

## 8 使用料の納付

使用料は、本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます。また、既に納付した使用料は返還いたしません。

※売上実績(売上個数、売上カウンター値)については、本市が定める期日までに毎月報告するものとします。

※売上カウンター値については、前回報告値との差が売り上げ個数の合計と合致するものとします。また、随時本市は設置者(落札者)立会いのもと、売上カウンター値を確認できるものとします。

## 9 都市公園概要

- ・名称:きぬの里近隣公園
- ・場所:栃木県さくら市きぬの里三丁目 19 番地
- ・概要:区画整理が行われた新興住宅地内に位置する公園であり、土日祝日は特に賑わいがあり、多くの利用者が訪れる。
- ・業務時間:365 日無休で駐車場も利用可能。

## 10 その他

一般競争入札参加資格申請書、入札書等の指定様式は、市ホームページにおいて、本入札を掲載したページから様式をダウンロード可能です。なお、ダウンロードできない場合は、都市整備課窓口で配布いたします。

## 11 問い合わせ先

さくら市建設部都市整備課花と緑の小都市推進室

郵便番号 329-1392

住所 栃木県さくら市氏家 2,771 番地

TEL 028-681-1120

FAX 028-681-1482

メール toshiseibi@city.tochigi-sakura.lg.jp